

各務原市延長保育事業実施要綱

(平成31年4月1日決裁)

各務原市保育時間の延長に関する要綱(平成14年3月29日決裁)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、保護者の就労形態の多様化等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応し、乳幼児の福祉の増進を図るため、保育所(各務原市保育所の設置及び管理に関する条例(昭和62年条例第14号)第2条に規定する保育所をいう。以下同じ。)において実施する延長保育事業(児童について定められた保育時間(各務原市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和62年規則第8号。第3条及び第8条第3項において「規則」という。)第3条に規定する保育時間をいう。第3条において同じ。)を延長して保育を実施する事業をいう。以下「延長保育」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(対象児童)

第2条 延長保育の対象となる児童(以下「対象児童」という。)は、保育所に入所している児童であつて、当該児童の保護者、同居の親族等(以下「保護者等」という。)の就労時間、通勤時間、疾病等の事情を考慮し、やむを得ず当該保育所において延長保育を受けることが必要と認められるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、児童福祉の観点から市長が特に必要と認める児童については、延長保育を受けることができる。

(実施時間)

第3条 延長保育は、保育所(各務原市立尾崎保育所を除く。次条において同じ。)の開所日(規則第4条の規定による休業日以外の日をいう。)において、保育時間と連続して実施するものとし、実施時間は午後6時30分から午後7時までとする。

(申請)

第4条 延長保育を受けようとする児童の保護者等は、延長保育を受けようとする月の前月の20日までに延長保育申請書(様式第1号)により当該保育所の園長を経由して市長に申請しなければならない。

(決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、速やかにその内容を審査し、延長保育を受けることが必要と認めた場合は、延長保育決定通知書(様式第2号)

により当該申請をした者に通知する。

(解除)

第6条 前条の規定による決定を受けた者（以下「利用者」という。）が延長保育を受ける必要がなくなったときは、延長保育実施解除届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する場合のほか、対象児童に該当しなくなった場合は、延長保育の実施を解除することができる。

3 市長は、延長保育の実施を解除しようとするときは、延長保育実施解除通知書（様式第4号）により当該利用者に通知する。

(延長保育料)

第7条 延長保育を利用する保護者等は、延長保育に要する実費相当額（以下「延長保育料」という。）として、対象児童1人当たり月額1,800円を納付しなければならない。

(一時利用)

第8条 第3条から前条までの規定にかかわらず、やむを得ない事情があると認める場合は、1日を単位として延長保育を一時的に利用することができるものとする。この場合において、延長保育を受けようとする児童の保護者等は、事前に当該保育所の園長を経由して市長に申し出るものとする。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合において、当該対象児童に延長保育を実施できると判断したときは、延長保育の実施を決定することができる。この場合において、当該保育所の園長は、別に定める延長保育利用簿に当該対象児童の氏名その他の必要事項を記載するものとする。

3 前項の規定による延長保育の実施の決定を受けた対象児童に係る延長保育の実施時間及び延長保育料は、次の表に掲げるとおりとする。

対象児童の区分	保育所	実施時間	延長保育料 (日額)
保育標準時間認定（規則第3条第1号に規定する保育標準時間認定をいう。）を受けた対象児童	各務原市立尾崎保育所以外の保育所	午後6時30分から午後7時まで	200円
保育短時間認定（規則第3条第2号に規定する保育短時間認定をいう。）を	各務原市立尾崎保育所	午前8時から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時まで	200円

受けた対象児童	各務原市立尾崎 保育所以外の保 育所	午前7時30分から午前 8時30分まで及び午後 4時30分から午後6時 30分まで	200円
		午後6時30分から午後 7時まで	200円

(延長保育料の納付期限)

第9条 利用者及び前条の規定により延長保育を利用した対象児童の保護者等は、当該月の利用に係る延長保育料を同月の末日（12月にあっては、12月25日）までに納付しなければならない。

(延長保育料の免除)

第10条 市長は、対象児童の属する世帯が各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則（平成27年規則第11号）別表第1の区分のうちA又はB0に該当するときは、延長保育料を免除することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

年度延長保育申請書

申請日 年 月 日

長 宛

住所 各務原市

保護者 氏名



保育所名	電話 () -		
児童名 生年月日	1	年 月 日生 才	
	2	年 月 日生 才	
	3	年 月 日生 才	
申請理由	1 保護者や同居の家族が居住外労働に従事しており、勤務時間が下記のとおりであるため。 2 その他()		
父	氏名	勤務先(会社名)	
	勤務時間	平日	時 分 ~ 時 分
		土曜日	時 分 ~ 時 分
保育所等から職場までの通勤時間及び通勤方法	約(分) 徒歩・自転車・バス・自家用車・電車		
母	氏名	勤務先(会社名)	
	勤務時間	平日	時 分 ~ 時 分
		土曜日	時 分 ~ 時 分
保育所等から職場までの通勤時間及び通勤方法	約(分) 徒歩・自転車・バス・自家用車・電車		
(同居その 他家 族)	氏名	<続柄>	勤務先(会社名)
	勤務時間	平日	時 分 ~ 時 分
		土曜日	時 分 ~ 時 分
保育所等から職場までの通勤時間及び通勤方法	約(分) 徒歩・自転車・バス・自家用車・電車		
*証明欄	上記、主たる送迎者(父・母・その他)の勤務先、勤務時間は事実相違ありません。		
	事業主	所在地	
	名称		電話 () -
保育申請時間	平日	時 分 ~ 時 分	
	その他 特記事項)	
*(注)勤務時間+通勤時間=申請時間で記載してください。そうでない場合は必ず特記事項欄に理由を書いてください。			

上記勤務時間等のため、(月 日)から標準時間・延長保育を必要と認める。

年 月 日

保育所名

保育所園長



《保育短時間・保育標準時間・延長保育について》

保育時間は、保護者の就労時間などによる保育の必要性に応じて「保育短時間」「保育標準時間」で区分し市が認定します。

● 保育短時間

以下の時間内で保育が必要な場合（最大8時間）

公立：8:30～16:30

● 保育標準時間

保育短時間を超えて保育が必要な場合（朝の開園時間から最大11時間まで）

● 延長保育

認定を受けた「保育短時間」「保育標準時間」の区分を超えて保育が必要な場合（居宅外労働を原則とする）

【保育標準時間】

保育標準時間(11時間)	延長 (30分) ㉞
--------------	------------------

【保育短時間】

延長 ㉟	保育短時間(8時間)	延長 ㉞	延長 (30分) ㉟
---------	------------	---------	------------------

(延長保育料)

区分	月 額		日 額	
「保育標準時間」の認定を受けている方 ㉞	30分	1,800円	30分あたり200円	
「保育短時間」の認定を受けている方	/		保育標準時間内㉟㉞	あわせて200円
			保育標準時間外㉟	30分あたり200円

※ 私立保育所と認定こども園で保育短時間の認定を受け土曜日に保育標準時間内で延長保育をご利用の場合、延長保育料はかかりません。

・保育標準時間、延長保育のご利用を希望される場合は、「標準時間保育確認・延長保育申請書」を希望する月の前月20日までに保育所等へ提出して下さい。

・保育料基準額表に定めるA階層及びB0階層に属する世帯については、延長保育料が免除されます。

・A階層及びB0階層以外の階層に属する世帯のうち、多子軽減により保育料が免除(0円)されている場合も、延長保育料が必要となります。

・月途中入退所の場合は、日割り計算をします。

年 月 日

様

延長保育決定通知書

長 印

申請のありました延長保育について審査した結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

保育所名	
児童名	
実施期間	年 月 日～ 年 月 日
延長保育時間	平日 午前 時 分～午後 時 分
	土曜日 午前 時 分～午後 時 分
延長保育料	

延長保育実施解除届

年 月 日

長 宛

保護者 住所 各務原市

氏名 ㊞

電話 () -

次の児童の延長保育について、下記の理由により解除したいので、届出します。

記

保育所名	
児童名	
生年月日・性別	年 月 日
解除年月日	年 月 日
解除理由	

保育所 園長

㊞

年 月 日

様

延長保育実施解除通知書

長 印

次の児童の延長保育について、下記の理由により解除することに決定しましたので
通知します。

記

保育所名	
児童名	
生年月日・性別	年 月 日
解除年月日	年 月 日
解除理由	
備考	